

内閣参質一八六第一〇号

平成二十六年二月十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員川田龍平君提出がん登録等の推進に関する法律の施行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出がん登録等の推進に関する法律の施行に関する質問に対する答弁書

一から三まで、七及び八について

政府としては、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号。以下「法」という。）の施行に際しては、個人情報保護の留意しつつ、御指摘の「基礎的データ」を含めた統計情報等の適切な公表に努めてまいりたい。

四及び五について

政府としては、法第五十条各号に規定する政令及び厚生労働省令の制定に当たっては、同条の規定に基づき、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴くとともに、法に基づく政令及び厚生労働省令の制定に当たっては、意見公募手続を実施することとしている。

六について

政府としては、今後、独立行政法人国立がん研究センターのホームページ等を通じて、がん登録の意義及び必要性について、広く国民への周知を図ってまいりたい。

